

令和3年第8回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月11日（水）
開会時刻：10時22分 閉会時刻：11時38分
2. 早島町役場 2階第一会議室
3. 出席委員
11名
4. 欠席委員
1名
5. 傍聴人数
なし
6. 議事日程
議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第 9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出について
7. 農業委員会事務局員
3名

事務局長（●● ●●君）

ただいまから、令和3年第8回農業委員会を開催いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員11名、欠席委員1名でありますので農業委員会等に関する法律第21条により在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

まず、農地利用最適化推進委員の辞令交付を行います。●● ●●委員と●● ●●委員は議長席までご移動ください。

【順次辞令交付】

事務局長（●● ●●君）

ありがとうございました。ここで委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

事務局長（●● ●●君）

ありがとうございました。事務局員の紹介もさせていただきます。

【事務局員自己紹介】

事務局長（●● ●●君）

それでは、このメンバーで3年間やっていけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。以降の議事進行は●●会長によろしくお願いいいたします。

議長（●● ●●君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長 (●● ●●君)

それでは、議事録署名委員は、1番の●● ●●委員、2番の●● ●●委員にお願いします。よろしくお願ひします。

【両委員了承】

議長 (●● ●●君)

それでは、日程1の議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

議案第21号を説明するにあたり、関連する案件である報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出についてを先に説明させていただきます。

議案書14ページをご覧ください。報告第10号・番号1について、早島町前潟●●●●番地●にお住いの●● ●●さんが早島町早島●●●●番地の●● ●●さんの農地を相続により所有権を取得したことによる届出となっております。届出に係る農地は早島字太宰●●●●番●、地目が畠、面積が261m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 578m²、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1, 835m²、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1, 782m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 361m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 234m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 331m²で、合計7筆、9, 382m²です。位置図は15ページと16ページです。

議案書2ページへお戻りください。報告第10号の届出と同日付で、相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願が提出されました。この適格者証明は、農業を営んでいた個人から相続等により農地等を取得し、引き続き農業を営む場合には、一定の要件のもとに、相続税の全部または一部の納税が猶予される

ことに伴い、税務署への申告の際に、農業委員会の証明する適格者証明書が必要になるため、農業委員会の証明を求めるものです。

議案第21号番号1について、証明に係る農地は前潟字西ノ内●●●●番●の一部、地目が田、面積が1, 745m²、前潟字西ノ内●●●●番●、地目が田、面積が1, 782m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 361m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 234m²、前潟字西ノ内●●●●番、地目が田、面積が1, 331m²で、合計5筆、7, 453m²です。位置図は16ページで、※印がついている農地が対象です。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

5番（●● ●●君）

先日この水田を見に行ったのですが、全ての田が耕作されております。この辺で● ●委員が耕作をされているのですが、この田は毎年綺麗に耕作されていると確認していただいておりますので問題なかろうかと思います。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第21号・番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長 (●● ●●君)

ないようありますので、議案第21号・番号1は承認されました。

議長 (●● ●●君)

続きまして、日程2の議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、番号1について、2番 ●● ●●委員は利害関係人でありますので、●●委員には一時退室を求めます。

【●●委員退室】

議長 (●● ●●君)

それでは、事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

議案書3ページをご覧ください。議案第22号・番号1について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は前潟字拾壹ノ割●●●番●、地目が田、面積が267m²で、農地区分は第3種です。貸主は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、借主は岡山市南区宮浦●●●●番地にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●●番地●●●●にお住いの●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在、実家で親と同居しているが、結婚を機に自分たちで独立したいと考え、申請人●●●●の祖父が所有する申請地を借り、新居を建築するため。」です。位置図は4ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となることを申し添えます。説

明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を 3番 ●● ●●委員からよろしくお願ひします。

3番（●● ●●君）

8月6日に事務局員と現地確認を行いました。位置図の通り、●●●●の北東部の拾壹ノ割の水田の一部が対象地でございまして、水田の西を通る町道に直面する一角を転用するものです。●●●も近く、住宅団地も近在することですから、周辺への影響はさして無いものと思います。以上です。

議長（●● ●●君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第22号・番号1については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第22号・番号1は許可相当と決定されました。

ここで●●委員の入室を認めます。

【●●委員入室】

議長 (●● ●●君)

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

議案書3ページをご覧ください。番号2について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字西ノ内●●●●番●●、地目が田、面積が168m²で、農地区分は第2種です。

議長 (●● ●●君)

ただいまの説明に関して現地確認の結果を5番 ●● ●●委員からよろしくお願いします。

5番 (●● ●●君)

現地確認を行いました、場所は●●●●●の北にあたります。この場所は今まで資材置場や駐車場として使用されておりましたが、50戸連たんの最後の土地でもあり、問題は無かろうかと思います。説明は以上です。

議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第22号・番号2については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、議案第22号・番号2は許可相当と決定されました。

続いて番号3を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局 (●● ●●君)

議案書6ページから8ページをご覧ください。番号3から番号9については、関連する案件でありますので、併せてご説明いたします。

まず番号3について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が183m²で、農地区分は第2種です。譲渡人は岡山市北区京橋町●番●●号にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、岡山市南区中畦●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区洲崎●●●●番●●号 ●●●●●●

●●●●●にお住いの●● ●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在岡山市内の借家に家族3人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になり、申請地に新居を建築するため。」です。位置図は9ページです。

続いて番号4について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が276m²、早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が135m²で合計2筆、411m²で、農地区分は第2種です。譲渡人は岡山市北区京橋町●番●●号にお住いの●● ●●さん、早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、岡山市南区中畦●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市北区庭瀬●●●番地● ●●●●●●●にお住いの●● ●●さんと●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在岡山市内の借家に夫婦2人で居住しているが、家財道具が増え手狭になり、申請地に新居を建築するため。」です。位置図は9ページです。

続いて番号5について、こちらは番号4の申請者の自己専用住宅の敷地として使用貸借権を設定するものです。農地の所在は早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が59m²で、農地区分は第2種です。申請事由は割愛いたします。位置図は9ページです。

続いて番号6について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が102m²、早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が0.27m²、早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が77m²で合計3筆、179.27m²で、農地区分は第2種です。譲渡人は同じく●● ●●さん、●● ●●さん、●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地● ●●●●●●●●●●にお住いの●● ●●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在町内の借家に家族3人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になり、申請地に新居を建築するため。」です。位置図は9ページです。

続いて番号7について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が181m²で、農地区分は第2種です。譲渡人は同じく●● ●●さん、●● ●●さん、●● ●●さん、譲受人は早島町早島●●●●番地● ●●●●●●●●●にお住いの●● ●さ

んと●● ●●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在町内の借家に家族4人で居住しているが、子どもの成長に伴い手狭になり、申請地に新居を建築するため。」です。位置図は9ページです。

続いて番号8について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が0.11m²、早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が214m²、早島字山川下●●●●番●、地目が田、面積が67m²、早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が0.3m²で合計4筆、281.41m²で、農地区分は第2種です。譲渡人は同じく●● ●●さん、●● ●●さん、●● ●●さん、譲受人は倉敷市茶屋町●●●●番地● ●●●●●●●●●●●●●●●●にお住いの●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在倉敷市内の借家に夫婦2人で居住しているが、子どもを出産する予定があり、申請地に新居を建築するため。」です。位置図は9ページです。

続いて番号9について、こちらは番号8の申請者の自己専用住宅の敷地として使用貸借権を設定するものです。農地の所在は早島字山川下●●●●番●●、地目が田、面積が67m²で、農地区分は第2種です。申請事由は割愛いたします。位置図は9ページです。

以上、番号3から9については、別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を私の方からご報告いたします。こちらの農地は前所有者から3人のお子さんへ相続がされました、3人ともここで農業をするつもりはないため、手放すことを決めたそうです。周辺農地への影響も無いと思われる所以、問題ないと思います。

議長（●● ●●君）

これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答】

議長（●● ●●君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので議案第22号・番号3から9については許可相当と決定したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようでありますので、議案第22号・番号3から9については許可相当と決定されました。

続いて番号10を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書10ページをご覧ください。番号10について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が440m²、早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が315m²、早島字小山辺●●●●番●、地目が田、面積が521m²で合計3筆、1276m²で、農地区分は第1種です。貸主は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借主は岡山市北区北長瀬本町●●番地●●号の●●●● ●●● ●●● ●●●さんです。転用目的は露天資材置場で申請事由は「県道改良に伴う22Kv早島中庄線支障移転工事において、資材等の仮置き場として使用するため。」です。本議案は一時転用の申請であり、備考欄の通り、転用期間は許可日から令和3年12月20日までとなっております。位置図は11ページです。一時転用でありますので原状復帰後は会長含め関係委員さんと復帰状況を確認したいと思います。説明は以上です。

議長 (●● ●●君)

ただいまの説明に関して現地確認の結果を 7 番 ●● ●●委員からよろしくお願ひします。

7 番 (●● ●●君)

8月5日に現地確認を行いました。場所は●●●●の敷地のすぐ南側です。この土地は3筆あるのですが、現状は一番東側の●●●●番●のところは、昔倉庫が建っていたようで、コンクリート土間が残っています。その西側の●●●●番●のところは建設残土のようなものが入れられており、田んぼのようにはなっていません。一番西側の●●●●番●のところは今は雑草地となっています。一時転用ということで、いつごろからこういう状態になっていたかはわかりませんが、復元するときには、田んぼの状態に戻すように指導したほうが良いのではないかと思います。そのすぐ南側の田んぼも耕作放棄地のようで、草がぼうぼうで生えております。今後将来開発するためにそうなっているかはわからないのですが、水田として利用できるように復元するように指導すべきだと思います。以上です。

議長 (●● ●●君)

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番 (●● ●●君)

事務局に聞くのですが、先ほど●● ●●委員からご説明いただいた通り、ここが既に田んぼではない状況のまま一時転用が行われるということですが、復帰後は復帰の確認をするとおっしゃられたのですが、原状復帰とはどういう形で原状復帰をさせるのか。法的に、先ほど●● ●●委員がおっしゃられた田んぼの形で復帰させることができるのでお伺いしたのですが。

事務局 (●● ●●君)

この農地には、所有者●● ●●さんが以前農業用倉庫を建てていた跡

地になっています。法律上農業用倉庫を倒した場合に農地に戻さなければならぬ義務までは●●さんにはありません。今回、原状復帰の確認をする場合、現時点の状態に戻していることを確認するしかないと考えています。今回の一時転用が終わった後、現状よりも田んぼに戻すようには言えないかと思います。

6番 (●● ●●君)

現況地目は田なのですから、一時転用業者へ現況地目の通りにするように指導するのは可能なのではないでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

今回の場合は、一時転用業者の●●●さんが今の状態に復帰した後に、●●さんに農地として使うのか別の用途で使うのかどうかはっきりするよう農業委員会から指導すべきかと。

事務局 (●● ●●君)

よろしいでしょうか。●●委員さんの話で言うと、当然●●●さんには一時使用の転用でありますので、現在の状態に復帰していただきます。

6番 (●● ●●君)

現況地目ではなく現状ということでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

現状ということです。工藤組さんに戻していただいた上で、その後、●●さんは今後どういう風に使われるのか、という指導になると思います。

議長 (●● ●●君)

他にありませんか。

3番 (●● ●●君)

原状復帰というのは、現在の状態に復帰させることでよいでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

そうです。

3番 (●● ●●君)

永久転用にならないように、元の状態に戻させるということですね。

事務局 (●● ●●君)

はい。

3番 (●● ●●君)

わかりました。

議長 (●● ●●君)

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)

その他、ご意見等ありませんか。

7番 (●● ●●君)

農地区分のことを調べてみたのですが、第1種農地というのは、およそ10ヘクタール以上の規模の農地で、土地改良事業の対象となった生産性の高い良好な営農条件の農地がこれに当たると。原則永久転用は不許可であるとありました。この農地をどう使うのかの指導は大切であると思いますので、事務局には指導をよろしくお願ひします。

議長 (●● ●●君)

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長（●● ●●君）

ないようありますので、議案第22号・番号10については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（●● ●●君）

ないようありますので、議案第22号・番号10については許可されました。

議長（●● ●●君）

続きまして、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局、説明してください。

事務局（●● ●●君）

議案書12ページをご覧ください。報告第6号 農地法第18条の規定による解約通知についてですが、番号1について、農地の所在は矢尾字上矢尾端●●●番●、地目が田、面積が699m²、矢尾字上日笠●●●番●、地目が田、面積が741m²で、合計2筆、1,440m²です。貸付人は早島町矢尾●●●番地にお住いの● ●●さん、借受人は早島町矢尾●●●番地●の●●●●●●●さんです。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日はいずれも令和3年7月16日となっております。位置図は13ページです。説明は以上です。

議長（●● ●●君）

ただいまの説明に関して、ご質問・ご意見等ございませんか。

6番（●● ●●君）

お伺いしたいのですが、6月に基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定をされたばかりかと思うのですが、その計画の終期が令和6

年6月30日までになっていて、ここで合意解約されたということですが、農地法第18条第6項は農地中間管理機構が借り受けた場合の解約規定になつておりますが、どういう経緯なのでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

第6回農業委員会において、基盤強化法第18条の規定により貸借権設定を行ったところですが、●●●● ●●●●●●●の代表者の● ●●さんから法人を解散すると連絡がありました。現在設定している貸借権も解約する必要があると説明し、解約通知を提出いただいた次第です。

6番 (●● ●●君)

会社を解散するため解約するということですが、農地法第18条第6項が適用されるのでしょうか。

事務局 (●● ●●君)

賃貸借の解約は本来許可が必要なのですが、農地法第18条6項は当事者が合意した場合は農業委員会に通知するだけでよいとなっております。

6番 (●● ●●君)

わかりました。

議長 (●● ●●君)

● ●●さんという方を存じ上げないのですが、農機具メーカーに勤めていた人ですか。その人がトマトを作っていると聞いたのですが。

事務局 (●● ●●君)

農機具メーカーに勤めていたかはわかりませんが、トマトを作つておられる方です。今ここにはトマトのハウスがあるのですが、●●●●●●●●さん名義で作つておられましたが、解散に伴い、今後は● ●●さん名義でトマトを作つていくそうです。

議長 (●● ●●君)

おいくつぐらいの方でしょうか。

事務局 (●● ●●君)

80代半ばだったかと思います。

議長 (●● ●●君)

わかりました。

議長 (●● ●●君)

他にありませんか。

【質問、意見なし】

議長 (●● ●●君)

ないようでありますので、以上で報告第9号を終わります。

それでは、その他について事務局からお願ひします。

事務局 (●● ●●君)

次回の農業委員会は9月10日（金）10時からを予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付致しますのでよろしくお願ひします。

事務局 (●● ●●君)

農業委員会が終った後、新しい体制となりましたので、各委員さんの担当地区について説明させていただければと思います。

議長 (●● ●●君)

それではここで閉会したいと思います。

以上で、本日の議案ならびに報告事項は全て終了しました。

令和3年第8回早島町農業委員会を閉会いたします。